

静岡県教育委員会告示第9号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和4年3月18日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

改正前	改正後																																																
<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職員の区分</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の基本額 (時間額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">教育部 に勤務 する職 員</td> <td style="width: 10%;">教育職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		教育職員	(略)	外国語指導講師	(略)	(略)		職員の区分		報酬の基本額 (時間額)	教育部 に勤務 する職 員	教育職員	(略)	(略)		<p>1 職員の区分及び職務内容</p> <p>会計年度任用職員は、次の各号に掲げる機関の区分に応じ、それぞれに定める表の左欄に掲げる職員の区分ごと、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務に従事する。</p> <p>(1) 教育部（静岡県教育委員会組織規則（平成30年教育委員会規則第1号）第4条第1項に規定する教育部をいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職員の区分</th> <th>職務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>保育ソーシャル ワーカー</td> <td>幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務</td> </tr> <tr> <td>インクルーシブ 支援員</td> <td>特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務</td> </tr> <tr> <td>外国語指導講師</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">職員の区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の基本額 (時間額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">教育部 に勤務 する職 員</td> <td style="width: 10%;">教育職員</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>保育ソ ーシャ ルワー カー</td> <td>社会福祉士、精神保健福祉士等 専門的な資格を 有する者 3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の者 1,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>インクルーシブ支援員</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務内容	(略)		教育職員	(略)	保育ソーシャル ワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務	インクルーシブ 支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務	外国語指導講師	(略)	(略)		職員の区分		報酬の基本額 (時間額)	教育部 に勤務 する職 員	教育職員	(略)	保育ソ ーシャ ルワー カー	社会福祉士、精神保健福祉士等 専門的な資格を 有する者 3,000円		上記以外の者 1,500円		インクルーシブ支援員	1,000円	(略)		
職員の区分	職務内容																																																
(略)																																																	
教育職員	(略)																																																
外国語指導講師	(略)																																																
(略)																																																	
職員の区分		報酬の基本額 (時間額)																																															
教育部 に勤務 する職 員	教育職員	(略)																																															
	(略)																																																
職員の区分	職務内容																																																
(略)																																																	
教育職員	(略)																																																
保育ソーシャル ワーカー	幼児の置かれた環境の改善に向けた働きかけを行う業務																																																
インクルーシブ 支援員	特別な配慮が必要な幼児の教育活動支援の充実を図る業務																																																
外国語指導講師	(略)																																																
(略)																																																	
職員の区分		報酬の基本額 (時間額)																																															
教育部 に勤務 する職 員	教育職員	(略)																																															
	保育ソ ーシャ ルワー カー	社会福祉士、精神保健福祉士等 専門的な資格を 有する者 3,000円																																															
		上記以外の者 1,500円																																															
	インクルーシブ支援員	1,000円																																															
(略)																																																	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。